

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	☒ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☒ その他（徴収規定）		
要望項目名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自立に向けて意欲的に取り組むひとり親への支援として住居費の貸付けを行う「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付金」、児童養護施設等を退所して進学や就職をする者への支援として、家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行う「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練促進継続給付金」。 ・特例措置の内容 ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。 ②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。 ③高等職業訓練促進給付金について、支給額の見直し後も、引き続き所得税の非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について、支給額の見直し後も、引き続き所得税の非課税措置を講じる。		
関係条文	地方税法第32条 （租税特別措置法第41条の8、租税特別措置法施行規則第19条の2第15項、第16項及び第21項） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の3及び第31条の4		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ①自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付けを行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 ②児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。 ③高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金については、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 (2) 施策の必要性 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限7万円）を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親家庭の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。		

	これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。 また、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金は、養成訓練の受講期間に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の自立支援を図っている。そのため、これらの給付金についてもひとり親家庭の自立の妨げとならないよう、月額支給額を見直した後も、高等職業訓練促進給付金について非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について非課税措置を講じる必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. こども政策の総合的な推進 2～4 （略） 5. 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進 6. ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進 7・8 （略）
		政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境及びひとり親家庭が安心して給付金を受給できる環境を整え、その自立の促進を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）：返済免除件数：1,338 件（令和6年度） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付：返済免除件数：212 件（令和6年度） ・高等職業訓練促進給付金：総支給件数：8,580 件（令和6年度）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。高等職業訓練促進給付金の非課税措置及び差押禁止の措置並びに高等職業訓練促進継続給付金の非課税措置も自立促進の観点から制度上認めているところ、月額支給額を見直した後も、自立の妨げとならないよう引き続き高等職業訓練促進給付金については非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金については所得税の非課税措置を講じることが有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金） 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（222 億円）の内数） ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 （児童虐待防止対策等総合支援事業（233 億円）の内数） ○高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 （母子家庭等対策総合支援事業（222 億円）の内数） ○高等職業訓練促進継続給付金

			ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金受給中に子が20歳に到達した後も引き続き同等の給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 (母子家庭等対策総合支援事業(222億円)の内数) ※上記予算額はいずれも令和9年度概算要求のもの
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親家庭の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。 ○高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金を設けているところ、ひとり親家庭の自立を促進する観点から、高等職業訓練促進給付金について支給額の見直し後も非課税措置及び差押禁止の措置を、高等職業訓練促進継続給付金について所得税の非課税措置を要望するもの。
		要望の措置の妥当性	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) 自立支援を目的として貸し付けられた住居費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。 ○高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金 自立支援を目的とした給付金に係る税負担が自立の妨げとならないよう、支給額見直し後も高等職業訓練促進給付金について引き続き非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について所得税の非課税措置を講じる必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金） 令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度及び令和8年度税制改正要望で、令和8年度予算に係る分までについて認められた。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 平成31年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度及び令和8年度税制改正要望で、令和7年度補正予算に係る分までについて認められた。 ○高等職業訓練促進給付金 平成26年度税制改正要望で、母子及び寡婦福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）の改正を前提に非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが、平成28年度、平成30年度、令和4年度、令和5年度及び令和8年度税制改正要望で、制度拡充後も非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが認められた。 ○高等職業訓練促進継続給付金 令和8年度税制改正要望で、令和8年度予算に係る分について認められた。